

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○新たに県基幹統計調査として調査を行う件	二五	○指定介護予防サービス事業者を指定した件	二六
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	二五	○指定介護予防サービス事業者を廃止した旨届出があった件	二六
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	二五	○指定介護予防サービス事業者を廃止した旨届出があった件	二六
○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	二五	○指定介護予防サービス事業者を指定した件	二六
○国土調査法による基本調査を実施する件	二五	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	二六
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件	二五	○飼料の試験の結果の概要を公表する件	二六
公 告		○土地改良区の工事の完了について届出があった件	二七
○福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を行う件	二五	○県営土地改良事業の工事が完了した件三件	二七
○指定居宅サービス事業者を指定した件	二六	○一定の複数建築物に対する制限の特例を認定した件	二七
○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件	二六	福島県病院局	
		○県立病院における診療費等に係る公金の収納の事務を委託した件	二六

## 告 示

### 福島県告示第二百八十六号

福島県統計調査条例施行規則(平成二十一年福島県規則第三十九号)第二条の規定により、新たに県基幹統計調査として次のとおり調査を行う。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査の名称及び目的
  - 1 名称 福島県鉱工業指数調査
  - 2 目的 県内における鉱業及び製造工業の生産、出荷及び在庫の動向を明らかにし、県内の経済分析等に活用することを目的とする。
- 二 調査の対象の範囲
 

県内全域の日本標準産業分類に定める製造業及び鉱業を主業とする事業所
- 三 報告を求めめる事項
 

生産数量又は生産額、出荷数量又は出荷額及び在庫数量又は在庫額
- 四 報告を求めめる者
 

二に掲げる事業所を有する者のうち、知事が有意に抽出した者
- 五 報告を求めめるために用いる方法
 

四に掲げる報告を求めめる者から郵送、電子メール等にて調査票の提出を受ける。
- 六 調査の周期及び実施期間
  - 1 調査の周期 毎月
  - 2 調査の実施期間 平成二十一年四月一日から継続して行う。

(統計分析課)

### 福島県告示第二百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年四月二十一日から平成二十一年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

南相馬ジャスコモール 南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか
- 二 変更した事項
 

大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) 南相馬ショッピングセンター  
(変更後) 南相馬ジャスコモール

- 三 変更した年月日  
平成二十一年四月一日
- 四 届出年月日  
平成二十一年四月九日
- 五 届出をした者  
株式会社ジャスト

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年四月二十一日から同年五月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン郡山堤下 郡山市堤下町一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
  - 1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
  - 2 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なリサイクルを推進すること。

郡山市では、平成二十年四月一日から、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。

市や市民・事業者及び土地所有者がそれぞれの役割を担い密接に連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等(含建物)においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。

- 3 騒音の発生に係る事項  
営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の騒音保持についてなお一層の配慮をすること。(騒音規制法)
- 4 廃棄物に係る事項等  
分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に、事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。
- 5 街なみづくりへの配慮等

福島県景観条例に基づく特定事業者景観形成協定を遵守するとともに、郡山市景

観づくり条例及び郡山市景観づくり基本計画の内容に沿った景観となるよう配慮すること。

建築物の壁面を利用する屋外広告物については、一壁面当たり五十平方メートル以下で、かつ、表示面積の二分の一以下とすること。(郡山市景観づくり条例 郡山屋外広告物条例第十二条第一項 郡山市屋外広告物条例施行規則第八条)

6 その他  
夜間照明による「光害」が生じないように、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

- 1 意見書の提出者  
郡山商工会議所
- 2 意見の概要  
四方の道路が狭く、住宅地に立地する当施設は以下のとおり交通環境面で多くの心配があるため、交通環境の整備、交通規制等により県民・市民の安全・安心に配慮したい。
- (一) 北西角地の見晴らしが悪く接触事故などの懸念がある。
- (二) 東側道路では、橋小学校、第三中学校生徒などの通行が多く、交通事故の心配がある。
- (三) 道路入口から駐車場に入る車が道路外まで渋滞する恐れがある。
- (四) 祝祭日に市文化センターで生徒が関係するイベントがある際に、大型バスの路上駐車により、渋滞の恐れがある。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	福島市	平成二十一年四月九日	命令殺
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	伊達市	平成二十一年四月九日	命令殺

(畜産課)

福島県告示第百二十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第二条第一項第二号に規定する基本調査を次のとおり実施する。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 国土調査として指定された年月日  
平成二十一年三月二十七日

二 調査を実施する者の名称  
福島県

三 調査地域

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一の地形図のうち檜枝岐(福島県の区域に限る。)の図幅内の地域

四 調査期間

平成二十一年四月二十一日から平成二十二年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

南相馬市鹿島区榎原字下平一〇四から一一二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下平一〇

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町水無字後山七三〇から七三八まで、七四〇から七四三まで、字前山六〇の一、六八六から七〇一まで、字小田無沢五八二、五八二、五八五、五八六、五八八、五九七、五九八の一、五九九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字前山六〇の一(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

公 告

公告第百二十六号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二十三の規定により、平成二十一年度前期福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 講習の種類、日時及び場所

講習種別	日	時	場 所

給油取扱所関係	平成二十一年六月十九日(金) 午前九時から正午まで 同 年六月二十六日(金) 午前九時から正午まで 同 年七月二日(木) 午前九時から正午まで 同 年七月八日(水) 午前九時から正午まで 同 年七月十七日(金) 午前九時から正午まで 同 年七月二十四日(金) 午前九時から正午まで 同 年八月五日(水) 午前九時から正午まで 同 年八月六日(木) 午前九時から正午まで	南相馬市 白河市 会津若松市 二本松市 いわき市 福島市 郡山市
石油コンビナート等災害防止法の特 定事業所の危険物 施設関係(給油取 扱所を除く。)	同 年七月十五日(水) 午前九時から正午まで 同 年六月十八日(木) 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年六月十九日(金) 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年六月二十六日(金) 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年七月二日(木) 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年七月八日(水) 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年七月十五日(水) 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年七月十六日(木) 午前九時から正午まで 同 日(木) 午後一時三十分から午後四時三十分まで	いわき市 富岡町 南相馬市 白河市 会津若松市 二本松市 いわき市 同

<p>(講習会場は、受講票に記載して通知する。)</p> <p>二 講習科目</p> <p>1 危険物関係法令に関する事項</p> <p>(一) 主として過去三年間における危険物関係法令の改正事項</p> <p>(二) 危険物規制の要点</p> <p>2 危険物の火災予防に関する事項</p> <p>(一) 危険物施設の火災及び漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等</p> <p>(二) 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等</p> <p>(三) 危険物施設における安全管理に関する知識</p> <p>三 受講対象</p> <p>甲種、乙種又は丙種のいずれかの危険物取扱者免状の交付を受けている者で、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているもの</p> <p>四 受講手続</p> <p>1 受講申請書</p> <p>(一) 所定の受講申請書用紙を使用すること。</p> <p>(二) 受講申請書用紙は、社団法人福島県危険物安全協会連合会、福島県生活環境部県民安全総室消防保安課、福島県地方振興局及び各消防本部(署)で配付する。</p> <p>2 提出先</p> <p>郵便番号九六〇―八〇四三 福島市中町五番二十一号 福島県消防会館二階 社団法人福島県危険物安全協会連合会</p> <p>3 受付期間</p>	<p>同 年七月十七日(金) 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年七月二十三日(木) 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年七月二十四日(金) 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年八月五日(水) 午後一時三十分から午後四時三十分まで 同 年八月六日(木) 午後一時三十分から午後四時三十分まで</p>	<p>同 福島市 同 郡山市 同</p>
---	---	--------------------------------------

<p>講習の場所</p> <p>富岡町 南相馬市 白河市</p>	<p>受 付 期 間</p> <p>平成二十一年五月十一日(月) から同月二十二日(金) まで 同 年五月十八日(月) から同月二十九日(金) まで</p>
--	--





ケアサポーターあい	福島市松川町 下川崎字介在 窪山四五―一	株式会社モ リヨシ技研	同 県福島市 松川町下川崎 字介在窪山四 五―一	同	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売
中山医院	いわき市中之 作字川岸三七	医療法人社 団健生会	同 県いわき 市中之作字川 岸三七	同	通所リハ ビリテー ション
デイサービス センター おだか	南相馬市小高 区行津字善明 迫一六	株式会社相 馬の里	福島県南相馬 市小高区行津 字善明迫一六	同	同
デイサービ スセンター きずな	田村郡三春町 熊耳字上荒井 八二―一	有限会社和 みの里	同 県田村郡 三春町御免町 一七六―一	同	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅  
介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

ケアプラン 楓	会津若松市古川 町四―八	株式会社楓	同 県会津若松 市北会津町真宮	同	同
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる 事業所の所在地	指定年月日	
居宅介護支援セ ンター幸	福島市飯坂町湯 野字上川原一― 一	株式会社幸	福島県福島市天 神町二―二八	平成二二年 四月一日	

なじみ久留米居 宅介護支援事業 所	郡山市久留米二 ―三二―二大和 マンション一階	有限会社D・ C・Tネット ワーク	同 県郡山市久 留米二―三二― 二	同	新町北二―一八
居宅介護支援事 業所だんらん	いわき市常磐上 湯長谷町釜ノ前 一〇二―九	株式会社だん らん	同 県いわき市 常磐上湯長谷町 釜ノ前一〇二― 九	同	
泉崎南東北居宅 介護支援事業所	西白河郡泉崎村 泉崎字山ヶ入一 〇一	財団法人脳神 経疾患研究所	同 県郡山市八 山田七―一五	同	

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ  
ビス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主た る事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	廃止年月日	サービス の種類
訪問看護ス テーション つるが	会津若松市一 箕町大字鶴賀 字船ヶ森東五 三五―一	特定医療法 人明智会	福島県会津若 松市一箕町大 字鶴賀字苅林 三九	平成二二年 三月二一日	訪問看護
南相馬市し らゆり訪問 看護ステー ション	南相馬市原町 区小川町三二 二―一	南相馬市	同 県南相馬 市原町区本町 二―二七	同	同

変更前の 事業所の 名称	変更後の 事業所の 名称	変更前の 事業所の 所在地	変更後の 事業所の 所在地	事業者の 名称(個人に あつては、氏 名)	事業者の 主たる事 務所の所 在地(個人 にあつては、住 居)	サービ スの種 類
--------------------	--------------------	---------------------	---------------------	--------------------------------	--	-----------------

**公告第二百十号**  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ  
ービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があつた。  
平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

訪問看護ス テーション いわしな	西白河郡西郷 村大字米字楢 山八〇―五五	医療法人育 慈会	同 県西白河 郡西郷村大字 米字西原三― 五	平成二一年 二月二八日	同
ケアサポー トあい	福島市松川町 下川崎字介在 窪山四五―一	株式会社モ リヨシ	同 県福島市 松川町下川崎 字介在窪山四 五―一	平成二一年 三月三日	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売
株式会社大 一事務機ケ アサービス ネットひま わり事業部	南相馬市原町 区栄町三―三 一	株式会社大 一事務機	同 県南相馬 市原町区栄町 三―三一	平成二一年 二月二八日	同
そうま・ほ つとサロン	相馬市今田字 大竹三四	有限会社そ うま介護セ ンター	同 県相馬市 今田字大竹三 四	平成二一年 三月二日	通所介護
介護と福祉 の店ホート ク	双葉郡浪江町 大字権現堂字 新町六六	株式会社報 徳	同 県いわき 市内郷御厩町 三―一四七	同	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

事業所 の名称	事業所 の所在地	申請者の名 称(個人に あつては、 氏名)	申請者の主た る事務所の所 在地(個人に あつては、住 居)	指定年月日	サービ スの種 類
------------	-------------	--------------------------------	--	-------	-----------------

**公告第二百十二号**  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定  
介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の事業 所の名称	変更後の事業 所の名称	事業所 の所在地	事業 者の 名称	事業 者の主たる 事務所の所在地
船引指定居宅 介護支援事業 所	田村市居宅介 護支援事業所	田村市船引町船 引字源次郎一三 一	社会福祉法人 田村市社会福 祉協議会	福島県田村市船 引町船引字東中 子縄七
榎葉町在宅介 護支援センタ ー	社会福祉法人 榎葉町社会福 祉協議会	双葉郡榎葉町大 字山田岡字大堤 入三二―一	社会福祉法人 榎葉町社会福 祉協議会	同 県双葉郡榎 葉町大字北田鐘 突堂五―五

(高齢福祉課介護保険室)

**公告第二百十一号**

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介  
護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があつた。  
平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

ふある鳴 神	デイサー ビスふあ る	郡山市鳴神 一―二四	郡山市富田 町字諏訪内 三七―一	有限会社 ファルデ ザイン	福島県郡 山市富田 町字諏訪 内三七― 一	通所介護
-----------	-------------------	---------------	------------------------	---------------------	-----------------------------------	------

(高齢福祉課介護保険室)

訪問介護花 ゆら	福島市飯坂町 湯野字上川原 一一一	有限会社山 形屋商店	福島県福島市 南町七五	平成二二年 四月一日	介護予防 訪問介護
ヘルパース テーション なのはな	いわき市植田 町横町一四	株式会社菜 の花	同 県いわき 市植田町横町 一一四	同	同
福島寿光会 病院指定訪 問入浴介護 事業所	福島市北町一 四〇	医療法人五 光会	同 県福島市 北町一四〇	同	介護予防 訪問入浴 介護
訪問看護ス テーション たいよう	郡山市喜久田 町卸一一一 七一一	株式会社エ コ	福島県郡山市 富田町愛宕前 七七一七	同	同
医療法人社 団秀友会介 護老人保健 施設サンラ イフゆもと	いわき市常磐 藤原町大畑一 三一	医療法人社 団秀友会	同 県いわき 市常磐関船町 塚ノ越五八	同	介護予防 訪問リハ ビリテー ション
訪問リハビ リテーション ンきぼう	伊達市保原町 大泉字小作逢 一五一	医療法人秀 公会	同 県福島市 大森字柳下一 六一	同	同
創世春日町 デイサービ スセンター	福島市春日町 一四一一四	社会福祉法 人創世福祉 事業団	同 市 旭町九一七	同	介護予防 通所介護
ツクイ須賀 川	須賀川市塚田 一八一	株式会社ツ クイ	神奈川県横浜 市港南区上大 岡西一一六一	同	同
デイサービ	南相馬市小高	株式会社相	福島県南相馬	同	同

事業所 の名称	事業所 所在地	事業者の名 称(個人に する事務所の所 在)	廃止年月日	サービ スの種類
おだか センター	区行津字善明 迫一六	馬の里		
デイサービ スセンター きずな	田村郡三春町 熊耳字上荒井 八二一一	有限会社和 みの里		
医療法人昭 栄会佐藤ク リニック健 康教室	いわき市平字 小太郎町三一 七	医療法人昭 栄会		
中山医院	同 市中之 作字川岸三七	医療法人社 団健全会		
ケアサポー トあい	福島市松川町 下川崎字介在 窪山四五一一	株式会社モ リヨシ技研		
介護と福祉 の店ホート ク	双葉郡浪江町 権現堂字新町 六六	株式会社報 徳保険サー ビス		
	同 県いわき 市内郷御厩町 三一四七			
	同			
	同			

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百十三号  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介  
護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があつ  
た。  
平成二十一年四月二十一日  
福島県知事 佐藤 雄平



訪問看護ステーション つるが	会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森東五三五―一	特定医療法人明智会	福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字苅林三九	平成二十二年三月二日	介護予防訪問看護
南相馬市しらゆり訪問看護ステーション	南相馬市原町区小川町三二二―一	南相馬市	同 県南相馬市原町区本町二―二七	同	同
訪問看護ステーション いわしな	西白河郡西郷村大字米字稻山八〇―五五	医療法人育慈会	同 県西白河郡西郷村大字米字西原三一五	平成二十二年二月二八日	同
ケアサポートあい	福島市松川町下川崎字介在窪山四五―一	株式会社モリヨシ	同 県福島市松川町下川崎字介在窪山四五―一	平成二十二年三月二日	介護予防福祉用具貸与
株式会社大一事務機ケアサービス ネットひまわり事業部	南相馬市原町区栄町三―三一	株式会社大一事務機	同 県南相馬市原町区栄町三―三一	平成二十二年二月二八日	同
そうま・ほつとサロン	相馬市今田字大竹三四	有有限会社そうま介護センター	同 県相馬市今田字大竹三四	平成二十二年三月二日	介護予防通所介護
介護と福祉の店ホートク	双葉郡浪江町大字権現堂字新町六六	株式会社報徳	同 県いわき市内郷御厩町三一―四七	同	介護予防福祉用具貸与

あつては、  
氏名  
在地（個人にあつては、住所）

特定介護  
予防福祉  
用具販売

公告第二百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
ふある鳴神	デイサービスふある	郡山市鳴神一―二四	郡山市富田町字諏訪内三七―一	有限会社ファアルデザイン	福島県郡山市富田町字諏訪内三七―一	介護予防通所介護

（高齢福祉課介護保険室）

公告第二百十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
--------	---------	--------	----------------	-------	---------	-------------

あいづ 寮	会津若松市 川原町五 二八	社会福 祉法人 鶴翔会	福島県大沼 郡会津美里 町小沢字牛 首甲一二一 三十三	平成二二年 四月一日	共同生活 介護	知的障害者
木の实 寮	河沼郡会津 坂下町字館 ノ内甲二五 三九一三	同	同	同	同	同
コーポ おとお な	いわき市小 名浜岡小名 四丁目三 一	社会福 祉法人 誠心会	同 県いわ き市遠野町 上遠野字堀 切二七	同	共同生活 介護 共同生活 援助	同
グルー プホー ム・ケ アホー ム陽だ まり	福島市渡利 字番匠町一 〇四一五	社会福 祉法人 陽光会	同 県福島 市南沢又字 水門下一六 〇一三	同	同	同
葛尾村 社会福 祉協議 会障害 福祉サ ービス 事業所	葛尾村大字 落合字菅ノ 又六一一	社会福 祉法人 葛尾村 社会福 祉協議 会	同 県葛尾 村大字落合 字菅ノ又六 一	同	居宅介護	特定なし
あいの 手訪問 介護	いわき市平 白土字宮田 五一二	有限会 社リ ンクル	同 県いわ き市平白土 字宮田五一 二	同	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 障害児
NPO 法人I Lセン	福島市小倉 寺字二反田 三一	NPO 法人I Lセン	同 県福島 市渡利字柵 門一一一	同	同	特定なし

ター福 島ナイ トヘル プステ ーショ ン	二本松市根 崎一一九	ター福 島	特定非 営利活 動法人 まごこ ろケア サービ ス二本 松セン ター	同 県二本 松市根崎一 九	同	同	同
--------------------------------------	---------------	----------	--	---------------------	---	---	---

(障がい福祉課)

公告第二百十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六條第七項の規定により、平成二十一年一月から同年三月までの間に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所(収去年月)	飼料の名称(飼料の種類)	製造年月	試験結果の概要(%)						備考
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	
茨城県神栖市東深芝4番地7号 平成飼料株式会社鹿島工場	田村市船引町船引字原田27番地 管内常喜商店(平成21年1月)	兼松鹿島飼料カー フンバルキー (若令牛育成用配合飼料)	平成16年1月	16.1	3.1	7.5	5.6	0.82	0.47	—

茨城県神栖市 東深芝2番地 4号 中部飼料株式 会社鹿島工場	双葉郡富岡町 大字小良ヶ浜 字市ノ沢151 番地 双葉畜産農業 協同組合(平 成21年3月)	フル中印若令牛 育成用配合飼料 αグロマー(若 令牛育成用配合 飼料)	平成 14.1	3.3	8.4	6.0	0.67	0.50	—	—
--	--	---	------------	-----	-----	-----	------	------	---	---

注 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、表示された栄養成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄にその過不足の量を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場 等の名称 及び所在地	収去場所 (収去年月)	飼料の名称 (飼料の種類)	製造 年月	試験結果の概要	備 考
茨城県神栖市 東深芝4番地 7号 平成飼料株式 会社鹿島工場	田村市船引町 船引字原田27 番地 簡内常喜商店 (平成21年1 月)	兼松配合飼料カー フナルキー16 (若令牛育成用 配合飼料)	平成 21年 1月	カドミニウム 鉛 水銀	
茨城県神栖市 東深芝2番地 4号 中部飼料株式 会社鹿島工場	双葉郡富岡町 大字小良ヶ浜 字市ノ沢151 番地 双葉畜産農業 協同組合(平 成21年3月)	フル中印若令牛 育成用配合飼料 αグロマー(若 令牛育成用配合 飼料)	平成 21年 3月	カドミニウム 鉛 水銀	

注 試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄にその内容を示す。

(農業総合センター)

公告第二百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第一項の規定により、

次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良事業を行 地区名 土地改良事 施行認可又は施行 工事の完了年月日  
つた者の名称 業の種類 同意の年月日  
南会津町 鶴東第二 基盤整備促進 平成一三年七月五 平成二十一年三月三  
(農道) 日 一日  
(農村計画課)

公告第二百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第三項の規定により、  
染地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十一年三月二十六日完了し  
たので公告する。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第三項の規定により、  
あぶくま中部地区に係る県営中山間地域総合整備事業の工事は、平成二十一年三月二十  
六日完了したので公告する。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第三項の規定により、  
笹平地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十一年一月二十一日完了したの  
で公告する。

平成二十一年四月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条第二項の規定により、一定の  
複数建築物に対する制限の特例について、次のとおり認定した。この認定に係る関係図  
書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月二十一日

福島県会津若松建設事務所長 遠藤 光一

- 一 認定に係る対象区域  
河沼郡会津坂下町字中岩田十番地の一部及び十一番地
- 二 縦覧場所  
会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松建設事務所建築住宅部  
(建築住宅部)

## 福島県病院局

### 福島県病院局告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成21年 4 月21日

福島県病院局事業管理者 高 地 英 夫

- 1 委託した事務の範囲及び内容  
福島県立矢吹病院、福島県立喜多方病院、福島県立会津総合病院、福島県立宮下病院、福島県立南会津病院及び福島県立大野病院における診療費等の収納の事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院及び福島県立南会津病院の受託者  
株式会社日本医療事務センター福島支社  
福島県郡山市駅前一丁目15番6号
  - (2) 福島県立喜多方病院、福島県立会津総合病院及び福島県立大野病院の受託者  
株式会社ニチイ学館  
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 収納の事務を委託する期間  
平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

(病院経営改革課)